

佐 情 個 第 3 号
平成24年8月29日

佐賀県知事 古川 康 様

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 松 尾 弘 志

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成24年6月12日付け法第889号で諮問のあった、インターフェロン治療費助成データ及び肝炎ウイルス検査に係る精密検査結果報告書の記載情報の市町への提供について、その理由や必要性等を次のとおり審議した。

本情報の提供は、市町が肝炎対策の推進のために管理する肝炎ウイルス陽性者リストにおいて、受診勧奨、保健指導等の対応が必要な要検査者や未治療者の絞り込みに供する目的で行われるものである。

同リストの中で過去に精密検査を受けて治療不要とされた者や県が行っているインターフェロン治療費助成を受けて治療を受けた者（以下「治療不要者等」という。）が誰であるかについては市町では把握できないことから、要検査者や未治療者を対象とする受診勧奨等の対応に支障があったが、平成24年度以降は県が肝炎対策として市町や佐賀大学と連携して行う肝炎連携事業に基づき、治療不要者等の個人情報が本人の同意の下に市町に提供されることとなり、市町が同リストから平成24年度以降の治療不要者等を除外して未治療者の絞り込みを行うことが可能になっている。

同様に平成23年度以前の治療不要者等の情報についても、市町への提供について改めて本人の同意を得ることは事実上不可能である中で、市町が情報の提供を受けて未治療者の絞り込みを行うことにより、受診勧奨等を受ける必要のない人は、不要な受診勧奨等を受けないで済む一方で、受診勧奨等を受ける必要のある人は、より確実に受診勧奨等を受けられるようになり、生命の維持・健康の増進につながることから、一定の情報提供をすることについて公益上の必要性が認められる。

この点、本情報の中のインターフェロン治療費助成データについては、市町への情報提供について本人の同意こそ得られていないものの、市町は陽性であったとの情報を本人の同意に基づいて知り得ていることから、市町に同データを提供することで、本人に何らかの不利益があるとは考え難いし、また、本情報の中の肝炎ウイルス検査にかかる精密検査結果報告書に記載された情報のうち、「精密検査を受けた者の氏名、住所、生年月日、性別」の各欄に記載された情報については、既に肝炎ウイルス検査結果の情報として市町が取得している情報と同じであることから、市町が改めて情報提供を受けても、被検査者に何らかの不利益があるとは認められない。

これに対し、報告書に記載された情報のうち、「診断及び指導区分」の欄に記載された情報については、「診断結果」中に病名の記載がある等、市町がこれまでに情報を得ていない新たな情報が含まれているところ、同欄に記載された情報の全てを市町に提供すべき必要性は認められないし、

本人の同意がないまま情報の全てを提供することは個人情報保護の見地からも適当ではない。したがって、同欄に記載された情報の提供については、「指導区分」「肝炎発症の有無」といった、要検査者や未治療者の絞り込みという本情報提供の目的に照らして必要不可欠なものに限定されるべきである。

以上のとおり、本情報については、県が行ったインターフェロン治療費助成事業の平成23年度以前の利用者実績（助成利用者氏名、住所、生年月日、性別、助成制度を利用したこと）及び平成23年度以前に医療機関において作成された肝炎ウイルス検査にかかる精密検査結果報告書の記載のうち精密検査を受けた者の「氏名、住所、生年月日、性別」については、個人情報の利用及び提供する理由又は必要性が認められる。また、同報告書の記載のうち、精密検査を受けた者の「診断及び指導区分」については、提供の目的に照らして必要不可欠なものに限定された場合に限り、利用及び提供する理由又は必要性が認められる。

よって、本情報の提供は下記のとおり意見を付した上で適当であると判断する。

なお、本情報に関しては、分析や研究により治療効果の向上を図る等の目的で、市町から肝疾患センターに対して匿名化・暗号化された上で提供され、同センターが管理運営するデータベースに登録される予定であるが、肝疾患センターでは技術的に特定の個人が識別されることはないということであるから、そのような条件整備の下で管理運用される以上、市町を通じて肝疾患センターに個人情報である本情報が提供されることにはならないといえるので付言する。

記

類 型	利用及び提供する理由又は必要性
<p>(インターフェロン治療費助成データ及び肝炎ウイルス検査に係る精密検査結果報告書の記載情報の市町への提供)</p> <p>県が行ったインターフェロン治療費助成事業の平成23年度以前の利用者実績（助成利用者氏名、住所、生年月日、性別、助成制度を利用したこと）及び平成23年度以前に医療機関において作成された肝炎ウイルス検査にかかる精密検査結果報告書の記載の一部（精密検査を受けた者の氏名、住所、生年月日、性別、診断及び指導区分）を、市町に提供する場合</p>	<p>左記情報提供は、肝炎ウイルス検査を受け、陽性と判定されながら、その後の受診行動がない（あるいは受診の有無が分からない）者に対する、優先度判定に基づく市町からの効果的な受診勧奨、保健指導等を促進する目的でなされるものであり、理由又は必要性があると認められる。</p>
<p>(審査会意見)</p> <p>肝炎ウイルス検査にかかる精密検査結果報告書の記載のうち、精密検査を受けた者の「診断及び指導区分」に記載された情報については、各被検査者に対する受診勧奨等が必要であるかどうかの市町の判断のために必要不可欠な情報に限定して提供すること。</p>	